(イ)　デジタル放送以外の放送

衛星基幹放送のうちデジタル放送以外の放送については、２系統の協会の標準テレビジョン放送（(1)イ(ア)A(A)と同一の放送を同時に行うものに限る。）及び１系統の民間基幹放送事業者の標準テレビジョン放送を行い、これらの放送が全国各地域においてあまねく受信できること。

また、これらの放送は、平成23年７月24日までに終了すること。

ウ　移動受信用地上基幹放送の普及

移動受信用地上基幹放送のうち207.5MHzから222MHzまでの周波数を使用して民間基幹放送事業者が行うマルチメディア放送については、全国各地域においてあまねく受信できること。また、受信設備の普及に配慮すること。

(2)　内外放送の普及

内外放送については、放送を通じた国際的な文化交流及び相互理解の増進が図られるように、具体的な需要を踏まえつつその普及を図ることとする。

(3)　国際放送の普及

国際放送については、外国においてできる限り良好に受信できること。

(4)　その他放送の多様化、高度化等のための施策

ア　今後における多様化、高度化する放送需要に対応するため、技術開発を積極的に推進すること。

イ　既存の放送の普及促進、受信改善に資するため、基幹放送用周波数の有効活用、受信障害対策等に関する所要の技術を開発し、その早期の実用化を図ること。

ウ　地上基幹放送によるデジタル方式の超短波放送については、将来の実用化に資するため、周波数事情等を勘案の上、試験放送を実施できるようにすること。

エ　以上のほか、放送に対する多様な需要に応ずるため、必要と認められる場合には、周波数事情等を勘案の上、試験放送又は臨時かつ一時の目的のための放送を適時適切に実施できるようにするとともに、基幹放送局の置局を円滑に促進するための環境の整備を図ること。

第１の２の表題中「放送（委託して放送をさせることを含む。）」を「基幹放送」に、「、放送」を「、基幹放送」に改める。

第１の２(1)中「一般放送事業者（受託放送事業者を除く。）による放送」を「地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送」に改め、「原則として、」の次に「放送法第93条第１項第４号の規定により」を加え、「対し放送」を「対し地上基幹放送」に改める。

第１の２(2)中「委託放送業務については」を「衛星基幹放送の業務については」に、「委託放送業務に係る」を「衛星基幹放送の業務に係る」に、「委託して放送をさせること」を「衛星基幹放送」に、「デジタル放送を委託して行わせる委託放送業務」を「デジタル方式による衛星基幹放送の業務」に改める。

第１の２(3)中「放送局の置局によって」を削る。

第１の３中「その他放送」を「その他基幹放送」に、「地上系による一般放送事業者の放送」を「地上基幹放送を行う民間基幹放送事業者による地上基幹放送」に、「その放送」を「その地上基幹放送」に、「、放送」を「、地上基幹放送」に改める。

第２の表題中「放送の」を「基幹放送の」に、「受託国内放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送することのできる放送番組の数」を「衛星基幹放送及び移動受信用地上基幹放送に係る放送対象地域にあっては、放送系により放送をすることのできる放送番組の数」に改める。

第２の１(2)中「放送の」を「基幹放送の」に改め、同(3)アからカまで以外の部分中「放送（委託して放送をさせることを含む。この項において同じ。）」を「基幹放送」に、「当該放送」を「当該基幹放送」に、「放送が」を「基幹放送が」に改め、同(3)オ(ア)から(カ)まで以外の部分中「特別衛星放送」を「衛星基幹放送」に、「放送を」を「基幹放送を」に改め、同(3)オ(ア)中「が委託して行わせる放送」を「の衛星基幹放送」に改め、同(3)カを次のように改める。

カ　協会の行う国際放送及び中継国際放送

第２の２の表題中「放送の」を「基幹放送の」に改める。

第２の２(1)の表題を次のように改める。

(1)　地上基幹放送（デジタル放送）

第２の２(1)の表中

放送の区分					基幹放送の区分
テレビジョン放送	高精細度テレビジョン放送を含む放送	協会の放送	総合放送	広域放送	テレビジョン放送（有料放送を行うものを除く。）
				県域放送	
			教育放送		
		学園の放送	大学教育放送		
		一般放送事業者の放送	総合放送	広域放送	
				県域放送	

を

幹放送の区分			
高精細度テレビジョン放送を含む放送	協会の放送	総合放送	広域放送
			県域放送
		教育放送	
	学園の放送	大学教育放送	
	民間基幹放送事業者の放送	総合放送	広域放送
			県域放送

に改める。

第２の２(2)の表題中「地上系による放送」を「地上基幹放送」に改める。

第２の２(2)アの表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改める。

第２の２(2)イの表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改める。

第２の２(2)ウの表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に改め、「学園の放送」の次に「（有料放送を行うものを除く。）」を加え、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改める。

第２の２(2)エの表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に改め、「学園の放送」の次に「（有料放送を行うものを除く。）」を加え、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改める。

第２の２(2)オ(ア)の表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改め、同表放送対象地域の欄中「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改める。

第２の２(2)オ(イ)の表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改め、同表放送対象地域の欄中「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改める。

第２の２(2)オ(カ)の表放送の区分の欄中「放送の」を「基幹放送の」に、「一般放送事業者の放送」を「民間基幹放送事業者の放送（有料放送を行うものを除く。）」に改め、同表放送対象地域の欄中「一般放送事業者」を「民間基幹放送事業者」に改める。